

令和3年度 森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税の使途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条第3項の規定により公表を義務付けられています。

当市における令和3年度の森林環境譲与税の使途は下表のとおりとなっており、千葉県森林クラウドシステム使用料及び千葉県経営管理協議会会費として使用した残額を平成30年度に設置した八千代市森林環境譲与税基金に積み立てました。

【歳入】

森林環境譲与税

16,254,000円

【歳出】

(単位：円)

事業名	決算額	財源内訳						事業内容
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	森林環境譲与税	その他	
千葉県森林クラウドシステム使用料	82,500					82,500		千葉県森林クラウドシステム（千葉県、市町村及び林業事業者が保有する森林関係情報を集積し、一元的に管理するとともに、情報活用を図ることで森林整備等を円滑に進めていくためのシステム）の使用料
千葉県森林経営管理協議会会費	121,000					121,000		千葉県森林経営管理協議会（千葉県内の市町村が「森林環境譲与税を活用した施策」を効果的かつ円滑に推進できるよう、市町村に対する相談対応や情報提供などの支援を行うとともに、市町村間の連携・協働を推進する団体）の会費
森林環境譲与税基金の積立	16,050,500					16,050,500		森林環境譲与税基金（森林の整備及びその促進に関する施策に必要な経費に充てるため設置した基金）への積立
合計	16,254,000					16,254,000		